

社会福祉法人八葉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人八葉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員の出席報酬)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理 事 会 出 席 報 酬 等	5, 0 0 0 円	実費弁償

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評 議 員 会 出 席 報 酬 等	5, 0 0 0 円	実費弁償

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 業務執行理事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、業務執行理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合、または評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務に当たった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合は、その実費とする。

6 次の各号に定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。ただし、次の各号の報酬総額とは、役員としての報酬の総額であり、職員を兼務する者の職員としての報酬を含

まない。

(1) この法人の理事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

(2) この法人の監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。

(3) この法人の評議員の報酬総額は、定款第9条で定める金額とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿 泊 費 (日額)	報 酬 (日額)	そ の 他
実 費	15,000円	5,000円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費等は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に清算することができる。

(兼務職員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

2020年3月21日より改訂する。

別表1

名称	報酬	実費弁償費	備考
理事長 業務報酬等 (日額)	—	—	職員との兼務による 月額報酬とする
業務執行理事 業務報酬等 (月額)	20,000円	実費弁償	職員との兼務がない 場合
理事 業務報酬等 (日額)	5,000円	実費弁償	
監事監査 指導報酬等 (日額)	5,000円	実費弁償	